

第4回川口市自治基本条例策定委員会会議録

川口市自治基本条例策定委員会

目 次

第4回川口市自治基本条例策定委員会出席者・欠席者一覧表	1
第4回川口市自治基本条例策定委員会会議録	5
1 開会	6
2 傍聴の許可について	6
3 副市長あいさつ	6
4 報告事項	8
5 議事	
(1) 各検討部会からの報告について	8
(2) 運営調整部会からの調整事項の報告について	23
6 その他	26
7 閉会	28

第4回川口市自治基本条例策定委員会出席者・欠席者一覧表

1 開催日時 平成20年4月10日(木)

開会 午後 6時30分

閉会 午後 8時00分

2 開催場所 川口市職員会館 3階体育室

3 自治基本条例策定委員会出席委員

	氏名	備考
委員長	立石 泰広	市議会議員
副委員長	金井 利之	東京大学大学院法学政治学研究科・教授
副委員長	平 修久	聖学院大学政治経済学部・教授
副委員長	佐藤 徹	高崎経済大学地域政策学部・准教授
副委員長	三宅 雄彦	埼玉大学経済学部・准教授
副委員長	石井 良一	滋賀大学産業共同研究センター・特任教授
委員	佐々木 秀夫	川口鋳物工業協同組合
委員	増田 征則	川口機械工業協同組合
委員	湯本 孝子	ファミリーサポートセンターサポーター
委員	小川 裕子	日本ガーディアン・エンジェルス川口支部
委員	北原 伸泰	川口市民生委員児童委員協議会
委員	永瀬 恒夫	朝日地区連合町会長
委員	光田 直之	市議会議員
委員	木岡 崇	市議会議員
委員	池田 嘉明	市議会議員
委員	岩澤 勝徳	市議会議員
委員	松本 英彦	市議会議員
委員	豊田 満	市議会議員
委員	大関 修克	市議会議員
委員	金子 信男	市議会議員
委員	浅羽 理恵	公募委員
委員	庵地 眞見	公募委員
委員	碓 康雄	公募委員

委員	石井 邦夫	公募委員
委員	伊田 昭三	公募委員
委員	大崎 行雄	公募委員
委員	落合 祥二	公募委員
委員	神尾 裕子	公募委員
委員	河合 恭平	公募委員
委員	小島 勉	公募委員
委員	篠田 直毅	公募委員
委員	鈴木 忠寛	公募委員
委員	高橋 清	公募委員
委員	堀和 光二郎	公募委員
委員	林 美恵子	公募委員
委員	堀 啓映子	公募委員
委員	森 雄児	公募委員
委員	山田 幸子	公募委員
委員	吉澤 康博	公募委員
委員	吉田 順子	公募委員

4 自治基本条例策定委員会欠席委員

	氏 名	備 考
委員	阿部 ひろ子	市議会議員
委員	團野 純子	川口商工会議所
委員	砂沢 学賦	川口鋳物工業協同組合
委員	椎橋 美孝	川口農業青年会議所
委員	中村 純司	日本労働組合総連合会埼玉県連合会・川口地域協議会
委員	伊田 清	公募委員
委員	佐藤 一毅	公募委員

5 その他の出席者

	氏 名	備 考
事務局	村川 勝司	企画財政部長
事務局	押田 善司	企画財政部次長兼総合政策課長
事務局	渡辺 悦男	総合政策課主幹
事務局	永井 克昌	総合政策課長補佐兼総合政策係長
事務局	三野 悟	総合政策課主査
事務局	中村 美智江	総合政策課主査
事務局	二俣 祐二	総合政策課主査
事務局	松木 利史	総合政策課主任
事務局	中山 知樹	総合政策課主任
事務局	小池 純司	(株)野村総合研究所
事務局	妹尾 昌俊	(株)野村総合研究所
事務局	山口 高弘	(株)野村総合研究所
事務局	福田 健一郎	(株)野村総合研究所

第4回川口市自治基本条例策定委員会会議録

1 開会

立石委員長

こんばんは。

本日は、お忙しい中、またお足元が悪い中、第4回川口市自治基本条例策定委員会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

これより第4回策定委員会を開会いたします。

本日の出席委員は半数以上でありますので、この会議は成立しております。

会議の内容につきましては、次第にもありますとおり、報告事項として「委員の退任の報告について」、議題として、「各検討部会からの中間報告について」と、「運営調整部会からの調整事項の報告について」となっております。

それでは、皆様方の御協力をいただきながら、順次、会議を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

2 傍聴の許可について

立石委員長

始めに、傍聴人についてお諮りしたいと存じます。

当委員会では、特に定数を設けず、できるだけ多くの方が傍聴できるよう最大限配慮してまいることになっております。そして、本日の委員会は7名の方から傍聴したい旨の届け出が提出されておりますので、これを許可したいと思います。

傍聴の方、どうぞ。

3 副市長あいさつ

立石委員長

ここで、ごあいさつをいただきたいと存じます。

平成19年度における本委員会活動へのお礼と、これからいよいよ佳境を迎えると思われる条例の策定作業への御協力を改めてお願いしたいとのことで、本日、加藤副市長がお見えになっております。

それでは、加藤副市長、よろしく願いいたします。

加藤副市長

ただいま、委員長から御紹介をいただきました副市長の加藤でございます。

本日の全体会にあたりましては、大変お足元の悪い中、御参集いただきましたことを御礼申し上げます。と同時に、昨年の7月に発足いたしましたこの川口市自治基本

条例策定委員会では、昨年度中におきましては何と延べ90回近くに及び大変熱心な御協議を賜り、本日はその中間報告をいただくということでありますので、このことにつきまして、まずもって心から感謝を申し上げたいと思います。

御審議の経過につきましては、市長を始め私も事務局から逐一報告を受けておりますが、何と申しましても、市長の行政執行にあたっての基本的な姿勢でございます、「市民の目線に立った行政」、それから、「まちはみんなで作るもの 自分たちのまちは自分たちで作る」、このような視点に立った場合にこの自治基本条例は、大変に大切な条例であるという認識を持っております。

また、今、川口市内には、特に3階建て以上のマンションが720棟あり、そこに居住する市民が14万人いらっしゃいます。そういたしますと、50万7,500人の市民のうち約4分の1はマンションにお住まいになっている市民ということになりまして、これからの行政はこういったマンション住まいの方々にも目を向けていき、行政と一緒に推進する必要がどうしても必要になってまいると感じております。この点から申しましても、これから必要な条例であるというふうに考えておるところでございます。

一言で申し上げれば、市長がよく言います「まちはみんなで作るもの」、皆様方にはぜひこの言葉にマッチした条例の制定に向けまして、これからも、御尽力を賜りたくお願い申し上げたいと思います。

そして、私は今日初めてこの場に参りましたが、議員の委員さん方とは常日ごろ、意見交換の機会があるわけでございますが、おそらく他の委員さん方につきましても、私ども行政にいろいろと御質問や意見交換をしたいという御希望があるかと思えます。この点につきましては、委員長にお取り計らいいただきまして、大変貴重な審議の日程が組まれておるようでございますが、できるだけ早期に各委員さんとの、会社で申し上げれば業務執行役員にあたる、私を始めとして担当部局の責任者である部長を集めまして、じっくりと意見交換をいたしたいと、このようなつもりでおります。その点はぜひ委員長さんにおかれましてはよろしくお取り計らいをお願いいたします。本日はこれまでの御尽力に対して心から感謝を申し上げ、また、これからの条例の取りまとめにつきまして、一層の御尽力、御協力を心からお願い申し上げまして、甚だ言葉はまとまりませんが、ごあいさつとさせていただきます。

そして、大変申し訳ないのですが、私、本日これからもう一つ、公務の会議がございますので、これにて失礼申し上げます。ぜひ今後、委員さんとの意見交換をお願いしたいところでございますので、重ねてよろしくお願い申し上げます。大変ありがとうございました。よろしくお願ひいたします。(拍手起こる)

立石委員長

ありがとうございました。

それでは、会議を進めてまいりたいと存じます。

4 報告事項

立石委員長

始めに、次第の3 報告事項ですが、委員の退任について事務局から報告を願います。

総合政策課長

それでは、報告事項について申し上げます。

報告事項は、委員の退任についてでございます。

第3 検討部会の長谷川勇太委員から、平成20年3月31日付をもって川口市自治基本条例策定委員会委員の退任届けが提出されましたので、これを受理いたしました。長谷川委員の退任の理由は、4月1日付で川口市役所に就職したことによるものでございます。

また、これは急ではございますが、一昨日、4月8日付で第1 検討部会の宮原美佐子委員から当委員会委員の退任届けが提出されました。同様にこれも受理したところであります。なお、宮原委員の退任の理由は、一身上の都合とのことであります。

したがいまして、この結果、当委員会の委員数は47名となったところであります。委員の退任については、以上でございます。

立石委員長

ただいまの報告のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

5 議事

(1) 各検討部会からの報告について

立石委員長

続いて、次第の4 議事についてですが、始めに各検討部会からの報告についてでございますが、こちらにつきましては、各部会長から御報告をいただきたいと思えます。

なお、質疑につきましては、すべての部会の報告が終わり次第、お受けしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、第1 検討部会の金井部会長、よろしくお願いいたします。

金井部会長

皆さん、こんばんは。第1部会の金井です。

各部会からの報告は、今日は大変盛りだくさんでありまして、それから各部会のそれぞれの活動が結構量が多いので、細かくお互いに伝えるというようなチャンスがないかもしれません。詳細はこの資料1をお読みいただくしかないと思うんですけども、これまでの活動状況について簡単にお話しいたします。

前回からの続きであります。川口の市史、歴史をある程度勉強するということから始めまして、川口でいろいろ活動してこられた方、これは行政の方もいらっしゃる、民間の方もいらっしゃるということになるわけですが、基本的には、現職の人ではなくて、ちょっと昔に活躍していた人に、というと語弊があるかもしれませんが、ある程度、どんなことを今までやってこられたのかということをお話を伺ったということです。

第16回の中央大学の先生、これは「こじょう」と読まないで、「ふるき」と読むんですが、古城先生を何で中央大から呼んだのかといいますと、実は1970年くらいに川口で調査をしていたということがありました。これは社会学の方で「鑄物のまち」という調査が戦後直後にありまして、それを受けて、第2弾、第3弾の調査の波が1970年くらいだったそうです。逆に、それ以降は、あんまり川口は世間から注目されなくなったのかなと思いつつ聞いていたわけでありまして。昔もいろいろ調査対象になったことがあるということ踏まえながら、川口市というのはどういう自治体だったのかということ勉強してきたということでもあります。

4ページ以降が自治基本条例に盛り込む項目です。家にたとえると、間取りではなくて、どんな家具を置きたいのかというような話かと思うんですけども、とりあえずあれも欲しい、これも欲しいというようなものを羅列しているということでもあります。どこにどういう荷物を置くつもりなのかということは全然考えてないということで、それは今後議論していく必要があるということになります。まずは、どんなことを入れたいのかということをつらつら挙げてみたということでもあります。

その項目は後でお読みいただければと思うんですが、この部会での議論でいろいろと特徴的であったことは、川口というまちをどういうふうなキャッチフレーズで呼ぶできたのかということです。「鑄物のまち」というのが昔からよく聞かれる言葉ではないかと思いますが「キューポラのまち」とかもあるわけで、広い意味では、「ものづくり」に焦点を当てているといえます。それ以外では、「都県境都市」というような言い方も実はされていたわけですが、これは東京都と埼玉県の間にあるということでもあります。それ以外にも、自治体として使ってきた言葉というのは、「新産業文化都市」とか、「産業文化都市」というような言葉があったということでもあります。これは産業都市と単にしないで、産業文化都市にしてきたというのが川口の理念の一つのあらわれだったのでないかなというふうに思うところです。

歴史的経過でいいますと、7ページの方に行きますが、大野市政時代には、福祉政策の充実、比較的潤沢な産業都市における財源を前提に、ある程度対応ができたわけです。その中で、総合計画を見てみますと、「産業文化都市」であるとか、「緑 うるおい 人 生き活き 新産業文化都市 川口」と、これはみんなが呪文のように唱えられるようにしたというふうな話でありました。職員がどこに行っても、ワンフレーズでしゃべれないとだめであるというようなことから、こういうキャッチフレーズになったということではありますが、果たして使いやすかったのか、どうなのかというのはわからないわけであります。逆に、自治基本条例であれ、あるいは総合計画であれ、ちゃんとキャッチフレーズで要約できるようなものでないと、機能しないであろうということがうかがえるわけです。

続きまして、8ページ、9ページ、これはいろいろあります。教育というもので言えば、川口では戦後直後の川口プランというのが今日の総合学習に相当するようなもの、極めて早く、超先進的にやっていたんです。が、その後は余りぱっとしないということがわかるとか、そうは言いながらも、しかし教育、特にプールであるとか公民館というものについては、かなり力を入れてきているということであります。この公民館であるとか、町会の問題というのは、実は市政の政治行動と密接にかかわり合うということになるわけです。一方、経済的に言えば、不況に対する経済政策というものをやってきたということが見られるということであります。その他、総合計画というものは、規範性をもって市長をも拘束するようなものとして、少なくとも考えられてきたというようなことであるわけですね。

あるいは、9ページに永瀬前市長の言葉に、「市民と住民は異なる」ということがありました。ただ住んでいるだけでは市民と言えないというのが永瀬前市長の考えだったんですが、それをその後聞いたら、選挙戦では激しくその概念をめぐるぶつかり合ったということまで伺ったわけであります。いわゆる住んでいる市民ではなくて、通過する人、来る人、かかわる人、みんなもっと広い視野で、もっとオープンな目で見ないと、市政というのはまずいのではないかということです。この市民のビジョンや定義をめぐる、実は川口は市長選挙その他で大きく議論されてきた歴史があるということでありまして、軽々に「市民」という言葉は使えないということもまたわかってくるわけです。

若干飛びまして、11ページあたりからでありますけれども、かつては非常に投票率が高かったわけであります。これはある意味で、家族あるいは工場総出、さらには町会総ざらい、要は町内会総出であるような意味での投票率の高さということだったわけでありまして、だんだん最近はマンション化してきたということがあります。それから、当然、経済団体は川口市政に非常に大きな力を持っていた。かつての商工会議所は事実上の総合計画の前段に当たるようなビジョンを出してきたというようなことも伺ってきたということであります。

そして、12ページになりますと、ここは非常に重要な問題があるのですが、川口の最大の特徴は、市議会で政党が名前を名乗るということでありまして。これは全国的に見ても、基礎的自治体では極めて例外的であるということでありまして。一方、まさに古城先生の分析では、自民党、市長、議員、そして町会、商工団体、経営者というようなネットワークというものが一時期形成されて、それが市政への関心を生んだということでありまして。これがあるから、かっちりできたと指摘されていたのですが、時期をさらにさかのぼって、戦後直後はもっと自由闊達に議論していたということですから。市議会の活性化というものが求められているのかもしれないということでありまして。

このようないろいろな論点はあるわけでありまして、さらにページを進んでいただいて、14ページ、15ページあたりからになるわけでありまして、いろいろな行政上の問題、人事であるとか、あるいは財政の問題があるわけですね。特に歴史的経緯で重要だったと思われるのは、15ページの下の方に書いてありますが、1976年にいわゆる歳計外現金問題という、今日で言う、裏金問題というものも川口は「先進的」ということですので起きていた。ほかの自治体では今ごろ話題になっていることが、今から30年も前に裏金問題がちゃんと表面化していたということですね。それで、もめにもめたあげく、うやむやになって終わったという話でして、あまりうやむやになって終わったのは、ほめられたことじゃないかもしれませんが、そういうことがあったということですね。当時、歳計外現金の問題というものが一つ重要なポイントとしてあります。

それ以外の歴史的経緯としては、狩野川台風であるとか、あるいは市役所が火事になった事件というのがあるから、それで文書が火事で焼けたからちょっとわからないなどという答弁が通っていたというような当時の情勢があったということですね。牧歌的と言えば牧歌的ではありますが。そういうことで、いかにきちんとガバナンスのしっかりした市政にしていくのかということが、今日まで求め続けられてきた川口の営みであったのではないかとこのように思うわけでありまして。

ということで、だからといって、何を盛り込むかというのは、今、私が話した内容ではなくて、ここに書いてあるとおりでありまして、その盛り込んでいく内容と、歴史の出来事ですね、歳計外現金問題があったとか、町会の問題があったとか、いろいろなものを踏まえながら、歴史あるいは川口市政というのは経験をつんできたということを勉強してきたというところでありました。それをほかの部会の方にもこんな背景がありましたよというような情報提供ができればと思ひまして、述べさせていただきました。

以上です。(拍手起こる)

立石委員長

ありがとうございました。

続いて、第2検討部会の平 部会長をお願いします。

平 部会長

第2検討部会の平でございます。よろしくお願いします。

第2検討部会の資料をごらんください。これまでの活動状況は、2ページに行きまして、前回も御報告しましたように、第2検討部会では協働という切り口で、それに関する議論のテーマを設定しまして、それをメンバーで議論していったということです。

12月までで議論がひと段落終わって、年明けにそれをもうちょっと煮詰めたというところです。ただ、煮詰め切れてないところもあります。協働という切り口ですので、項目的にでこぼこしているというところです。3ページ以降は、基本条例に盛り込みたい内容ということで羅列してあります。似通った内容がありますので、多分、第2検討部会らしいというか、ほかの部会では出てきてないのではないかとこのところだけ、かいつまんで紹介させていただきます。ひょっとすると同じ内容かもしれません。

まず、川口はどのようなまちを目指すのかというところを第2検討委員会でも議論しました。特に、豊かな人間関係というところでいろいろな内容が出てきました。ここでは、先ほども出ましたが、市民をどういうふうにか考えるかということで、移住者とか、外国人、短期滞在者、社会的弱者、こういったような言葉が出てきました。それから、あいさつのあるまちにしたいということも出てきました。

次、4ページにいただいていただきまして、自治基本条例の性格と範囲なのですが、議論しまして、基本的なこととしましては、継続性を持つことと書いてありますが、これは自治基本条例で、時間軸を決められないか。総合計画には時間軸が入っていますが、条例でも時間軸を入れられないかということで、現状を踏まえながら理想的な地域社会を目指すということで、中期的にはこう、長期的にはこうという内容ではないかということです。ここに書いてある、中期と長期、例示ですので、例えばこんな感じというようなものです。

それから、内容のことですが、条例の変更に関しては、ほかの部会でも議論されたかと思いますが、時代に応じて変更できる、要は、成長する自治基本条例というような考え方がある一方で、簡単に変更されては困るという、やや相矛盾することがあるという意見が出ました。

それから、5ページ、性格と範囲ですが、市民参画という言葉が出てきて、ほかの部会でも議論されたかもしれませんが、市民参加と市民参画。市民参画ということが出てきましたが、この辺はきっちり使い分けをした方がいいだろうと。市民参画

の方がより積極的に市民がかかわるというニュアンスがあるということになります。

6 ページも、性格と範囲ですけれども、ここで市民の求心力と書いてあるところで、ここは十分議論し尽くしてないのですけれども、市民といっても地域にかかわりたくない市民とか、地域にかかわることができない市民がいると、それを忘れてはならないという意見がでました。その関係で留意事項としまして、5 番、6 番あたりがその関係ということです。それから、普遍性の関係で、恒常性に関して留意が必要だというようなことを書いてあります。

それから、7 ページ以降が協働に関係することですが、協働の定義、これは議論をしたら、きちっと定義すると学問的になっちゃうということで、自治基本条例はそこまでやるものではないだろうという意見で、緩めの定義、定義じゃないと言われるかもしれませんが、緩めの表現にしています。最初、公共のためにと、括弧書きですが、これはちょっと時間不足で、これ入れた方がいい、入れなくていいと意見が分かれたものですから、括弧書きにしています。公共のために、市民あるいは市民団体と行政が、あるいは市民、市民団体間で力を合わせて共通の目標に向かって行う活動と、こういったように緩やかな表現にしまして、それ以外に基本原則として、1 から5 ですね、こういったことが原則であるであろうというふうに整理しました。

8 ページは、自治基本条例に向けて、ここでは市民の定義、住民投票が必要でしょうと。ただし、議題の選定方法とか、そういったルールを設けるべきでしょうということがでました。

それから、10 ページに行っていただきまして、第2 検討部会では連合町会長さんがメンバーに入っていましたので、町会の話も出ました。町会が市民と議会をつなぐことが望ましいということが出ました。その上のところで、市民の役割ということで、最後、議会の役割が出てくるんですが、第2 検討部会として特徴的なのは、会派という言葉盛り込みました。議会、広い意味での議会、その中身は狭い意味での議会と会派、それと議員というくくりで整理しています。それで、市民の役割としては1、2、3 ということが出ました。

それから、11 ページにも町会の活性化という意見が出ています。

12 ページ、行政のあり方、これも協働、市民活動を推進する上での行政のあり方ということで、ちょっと偏っています。協働を進めるための専門部署をつくる必要があるということ、実施主体に応じて、行政の事務事業の見直し、定期的な見直しが必要でしょうということです。

それから、13 ページは市民活動への行政の支援、推進方法、17 項目、かなり細かく内容としてはこういった整理をしました。

あと最後、15 ページ、議会のあり方ということで、ここでも会派のそういう言葉を出しています。最後に、議会の活性化。具体的な項目は、自治基本条例に盛り込まないけれども、そういうことが必要だと。

そういったことを盛り込みたい内容として議論しました。
以上です。(拍手起こる)

立石委員長

ありがとうございました。
続いて、第3検討部会の佐藤部会長、お願いします。

佐藤部会長

第3検討部会、行政経営部会でございます。うちの部会は、ほかの部会はわかりませんけれども、わいわいがやがや、割とアットホームな雰囲気、事務局の野村総研さん一つの輪の中に入り議論して、かなりたくさん意見が出ておまして、ひょっとしたら、ほかの部会よりも多目の意見集が出ていると思います。資料は二つございます。資料3の1、それから3の2というものがございます。こちらの方をご覧いただくかなと思っています。

非常にアットホームな感じで、これまで懇親会も2回既にやりましたし、今月ももう1回懇親会をやる予定になってまして、退任された長谷川委員も招いて、お疲れさま会をやろうとなっています。

3の1の資料、こちらの方をめぐっていただきたいと思います。2ページですね。2ページが、これはこれまでの活動内容ということで、ご覧のとおりです。前のときの報告会するときでもお話ししたように、我々の部会というのは、できるだけたくさんの委員さんの御意見を聞き出そうということで、KJ法でワークショップ形式で進めてまいりました。2時間あるわけですけれども、前半は個別のテーマ、例えば議会でしたら、議会のことをよく御存知な行政の事務方の方からお話を聞き質疑応答、休憩を挟んで、後半は、摸造紙を広げて、付せんを使ってワークショップをして、意見を出して、集約して、報告してというような形で進めております。

前回の報告からしますと、どういうことをやってきたのかですが、議会、それから組織・人事改革、さらに意思決定、それから、先月だと思いますが、14回か15回で、行政評価についてもう一度、ちょっと資料では抜けておりますけれども、行政評価に関しての担当の室長に来ていただきまして、現状と課題についてお話を聞きました。

あとは他市の事例ですけど、川口市として条例に盛り込むべき項目ということで、こういったものを参考にしたのかということで、第11回、第12回あたりですけれども、条例のスタイル、こういったものにしたらよいかというのを見据えて参考にしました。参考にしたものは、川崎市であるとかニセコ町などです。いろんなところを見ました。

それから、条例のスタイルに関しては、理念型とか手続型、いろいろ検討部会でも

御意見ありましたけれども、内容を読み切れてないのか、内容によって、理念に盛り込むべきもの、あるいはもっと具体的に踏み込んで盛り込んだ方がよいもの、具体的に踏み込みたいけれども、どういう具体的な手続きをしていったらよいのかわからないようなものに関しては、理念型として盛り込んでいこうというようなことで、1個1個見ていこうということになりました。

それから、3ページ、その下ですね。行政経営の分野において、基本理念やビジョンを条例の上位概念として提案いたしますということで書かせていただいております。

このほかに、これが基本的な理念とビジョンを掲げたもので、次のページ以降は、細かいですが、行政経営に関する8つのカテゴリー、総合計画、予算編成、市民参加、議会、組織人事、政策の意思決定、行政評価、8つ目は、これをごらんいただくと、おわかりいただけるかと思いますが、この自治基本条例をつくった後、どういうふうにモニタリングしていくのかというような内容が挙げられております。

さらに、先ほど御紹介した資料3の2というもの、これは別紙になりますが、これがさらに具体的にワークショップ等で出た意見ということになっております。これらをすべてこの場で御紹介するわけにはいきませんので、一番基本的なもの、3ページにもう一度戻っていただきますが、こちらのページを簡単に説明したいと思います。

市長さんのマニフェストにこの自治基本条例の制定というものがあるわけですが、ございますけれども、やはり今なぜ自治基本条例が必要なのかということから議論に入っていました。しかし、どうしても共通認識なるものが確立されたものがない状況でしたので、大変苦労をいたしました。それこそ具体的な個別条例で規定していった方が有効性があるかもしれませんし、例えば既に、情報公開などでは情報公開条例がございますし、あるいは個別の条例としてないような、市民参加条例とか、市民協働条例とか、行政評価条例といったものを個別につくっていく方法もあるでしょうけれども、自治基本条例をつくった後に、これらについては個別条例で規定していく、個別条例がつけられる保証はないわけですが、つくった方がいいとか、そういった議論も結構ありましたけれども、まだそのところは部会の中でも実は議論の最中でございます。ただ、理念だけでよいのかということ、そうではないだろうと。美しい理念だけを出しても、何にも変わらないのではないだろうかというふうな御意見が多々あったと思います。

それから、条例の性格として、既に行政がもうやっていること、さっき言いましたように、情報公開とかパブリックコメントとか、そういったものを位置づけるだけの条例では不十分じゃないのかということで、新しい行政経営のあり方を引き出していこうというようなコンセプトでこの条例に盛り込んでいこうとなりまして、そのときの視点として二つほど打ち出されています。

一つは、「市民の主体性」ということ。これはどういうことかということ、簡単に言えば、市民のための行政になっているかどうかであり、行政とはどういうものか、ある

いは、市民のための議会ですね。それから、もちろん市民と言った場合に、志のある民といますか、そういった市民という観点から、ビジョンをですね、将来の川口市像というものを打ち出して整理したものがこの3ページの分です。

もう一つの視点は、「市民がチェックをしていこう」ということです。議会がチェック機関として機能しているわけですがけれども、一般市民もきちっと主体性を持って、この自治基本条例を含めて、行政経営なるものに参画していくと、こういう視点で、まず基本理念として二つ。主体的に問題解決に取り組む市民の力を発揮、創造するというわけです。行政は、そういった環境づくりを行うということです。二つ目の黒ボチは、高い成果に向けた最適・効率的かつ透明性の高い行財政運営を行うことということで、キーワードとしては、効率性だけじゃなくて、成果や、透明性といったことだろうと思います。

それから、このビジョンですね。これはあるべき姿、像。これは市民、議会、行政、の三つに関して掲げております。

まず市民ですが、地域の問題解決。川口市が実際に抱えているであろう、さまざまな分野の、子育てとか、介護の問題だとか、さまざまありますよね、そういった問題の解決。それから、それだけじゃなくて、川口市が持っているいいところを伸ばしていこうという魅力ある地域の創造。こういったものに対して、主体性を持って市民が参画していくということ。究極的には川口市がこれからもずっと住み続けたい、あるいは川口市民以外の方々が川口市に住んでみたいと思わせるような、そういったまちにしたい、ということだろうと思います。

それから、議会については、ここにあるように四つ。これはほかの部会でもおそらく意見として出てると思います。特に、二つ目でしょうか、議会からの主体的な立法や施策の提案を評価する。議会をテーマとした時に、議員立法がないということでありましたので、ぜひともこの議会改革の一環として、こういったことも自治基本条例の中で盛り込みたいということでした。

それから、最後ですが、行政。これはやはり一番、行政経営部会として最もウエートの高いところでありますので、このように箱が五つあります。計画づくり、それから財務、予算ですね、サービス提供、それから組織人材、それから評価、これは人事評価というのではなくて、行政評価、政策評価、この五つの柱を掲げて、それぞれこういったメニューあるいは方向性を盛り込んでいます。

個々の説明は時間の関係でいたしませんけれども、以上のようなことでして、どういうふうな形をつくっていったかということは、ワークショップを活用してと、先ほど言いましたけど、個々の意見は資料3の2にありますように、これ全部数えますと242項目ございます。資料3の1はそれをまとめたものでして、これだけでも8カテゴリー、65項目ございまして、これはワークショップで委員の方々が、市民の方々が出した意見をもとに、野村総合研究所の方で整理、編集していただいて、それを次

回の検討部会で議論していくと、たたいていくというようなことで、キャッチボールしながら検討をしています。ということです。

第3検討部会は以上です。(拍手起こる)

立石委員長

ありがとうございました。

引き続きまして、三宅部会長から第4検討部会の報告をお願いします。

三宅部会長

皆さん、こんばんは。第4検討部会の三宅です。

第1、第2、第3検討部会からの話を伺い、このあと第5検討部会からの話がありますが、率直な感想として、各部会ではいろいろなご意見があり、オリジナルな提案がたくさん出ていると思いました。そして、我々第4検討部会の提案も、皆様方には、恐らくオリジナルな提案だと感じられることと思います。

それでは、早速、資料をご覧いただきたいと思います。

まず、これまでの第4検討部会の活動状況については、資料の2ページをご覧いただきたいと思います。前回の全体会(11月7日)の後の活動内容としては、第8回、9回、10回、11回、12回の会議はバラバラのテーマで行いましたが、13回、14回では“市民参加”をテーマに取り上げております。これは、第4検討部会の統一的なテーマとして、市民と条例の係わりから自治基本条例を検討するということから、言わば中心に位置するものです。その前段階として個別のテーマを設定しながら、例えば市民参画や協働の問題、あるいは町会や自治会の役割などの観点から議論をしていく中で、市民と条例の係わりということを検討して参りました。そして、他の部会よりも時間をかけていると思われそうですが、第15回、16回、17回、18回の4回を使って、本日の全体会に向けてこれまでの議論を取りまとめてきました。さらに、全体会が終わった後に、第19回目の会議を4月30日に予定しておりまして、これから自治基本条例ができた段階で、教育の現場でこの自治基本条例がどういう役割を演じるかということ、小学校の先生を招いてレクチャーをお願いしたいと考えております。

資料の3ページ以降については、第4検討部会で議論した条例に盛り込みたい項目となっております。まず、3ページについては、第4検討部会で議論した問題意識があります。個別の問題を検討する前に、現在の川口の問題はどこにあるのかということで議論した結果、いろいろと問題は指摘されましたが、一番大きい問題として市民参加が挙げられました。つまり、川口市政においては、市民参加が何より重要であるということが指摘されたところであります。

具体的には、大きく5点にまとめることができます。

1点目として、いわゆる“川口都民”の増加の問題であります。昼間、東京で働いて、夜は川口に帰ってくる、といった市民が増えておりまして、市政あるいは地域のコミュニティーに関心を持たない人が増えている、ということでもあります。こうした市民の人たちをどうやって市政に取り込むか、市政に関心を持ってもらうのかというのが第1点目の問題であります。

2点目として、こうした川口都民の増加に加えて、地場産業の衰退によって“川口らしさ”が薄れてきているというのが2点目の問題であります。

3点目として、町会や各地域のコミュニティーは、災害時などでしっかり機能することが期待されており、地域において大変重要な役割を担っていますが、実はこうした町会や自治会への加入率が減ってきているということで、災害等の対策が十分にできていないのではないかという心配が3点目の問題であります。

4点目として、川口市の特徴である緑の多さを維持するということで、環境問題に取り組む必要性が議論されましたが、市民の環境に対する意識は必ずしも深く（高く）ないという指摘がありました。現実の問題として、例えばごみ問題（廃棄物の処理の問題）については、専門家(行政)がいろいろやっても、市民はなかなか関心を持ってくれないという指摘があり、環境問題一つをとっても、市民の意識が高くならなければ、環境対策はできないというのが4点目の問題であります。

5点目としては、議員が議会活動を市民に報告するために、集会や説明会を開いてもなかなか市民は集まってくれないという指摘がありました。議会活動というのは、川口市政における重要な位置付けの一つだと思いますが、議会がしっかりと機能するためには、市民が自ら参加するという姿勢が必要だという指摘がありました。

以上のことから、市民参加の重要性が高まっているということで、第4検討部会の議論を進めてきたところです。

こうした問題意識に基づいて、我々の大きなコンセプトとして、4ページのように「川口市民による川口市をつくる」ということを自治基本条例の一番の目標にしたいというのが我々の提案であります。

一つには、既に市政に関心を持っている市民団体、あるいは市民が市政に参加しやすいような制度を作るということ。他方では、市政は専門家に任せておけばいいというのではなく、関心を持ってない人（市民）にも市政に参加していただきたいというのが2番目の目標であります。細かな内容としては、いくつかの項目がありますが、この「川口市民の川口市をつくる」を自治基本条例によって実現するためには、大きな二つのコンセプトが出て参ります。

4ページの真ん中の2番目と3番目に記載している「川口市政そのものを市民に親しみやすくする」というのが一つ目の柱であります。具体的には、自治基本条例の中に川口市民のアイデンティティーとして市の歴史、文化、目標などを書き込むというやり方と、市民に親しみやすくするということで、市政や市役所あるいは市議会が市

民にとって非常に魅力的なものでなければならないとの観点から、様々な施策を講じる必要があるということです。例えば、市の組織の構造改革、あるいは市の運営のあり方を明白にするというのが重要になってくると思います。

二つ目の柱としては、自治基本条例によって市政を親しみやすくしようとしても、条例自体が親しみやすくなければ、何の意味もないということになるので、「条例自体を市民に親しみやすくする」というのが目標となってきます。例えば、条文の数を限定するとともに内容をきちんと整理するという、さらに理念や概念をわかりやすく整理するということであります。

そして、第4検討部会での意見が完全に一致しているわけではありませんが、総括して申し上げますと、川口市のオリジナルな自治基本条例をつくらうというのが第4検討部会の目標になっていると思っています。既に多くの自治基本条例が制定されていますが、他の自治基本条例と同じになっては川口市民のアイデンティティーを条例で確保することができないということになるので、できるだけ同じにならないようにというのが目標となっています。

以降の部分は、時間が大分経過しましたので簡単に説明します。資料の5ページは、今まで説明してきた内容を具体的に骨格として示しております。一番上のところのローマ数字の 1 と、これは第4検討部会のコンセプトであります。先ほど申し上げた全ての市民が市政に参加するということを目指し、自治基本条例の役割としては、条例によって「川口市民の川口市をつくる」ということを掲げております。

このコンセプトを実現するために、ローマ数字の 2 として、川口市政を市民に親しみやすくするという、アイデンティティーとして市の成り立ち、あるいは市の目標を書き込んでいくとともに、市役所（市政）を市民にとって魅力的なものにするというのが重要であるということです。

それから、4番目、ローマ数字の 3 ですが、条例自体を市民に親しみやすくするという、Aとして、条例全体を量的な問題として概観しやすいようにするという。Bとして、技術的な規定はできるだけ除くというのが我々の提案であります。

以上で、簡単ですが、説明を終わります。ありがとうございました。（拍手起こる）

立石委員長

ありがとうございました。

最後に、石井部会長、第5検討部会の報告をお願いいたします。

石井部会長

第5検討部会の石井です。よろしく申し上げます。

まずは、2ページをご覧いただきたいと思います。

第5検討部会での、これまでの検討経過は、ガバナンスから条例を考えるというこ

とで、市民、議会、執行機関のそれぞれの関係性の部分を特に強調して、個別の検討を進めてきました。例えば、住民投票制度、情報公開、コストマネジメント、及び町会活動などです。その後、今年になって自治基本条例の検討に入っていました。2月には草加市へ視察に行きまして、「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」の話を伺い、改めてこの条例の持つ意義、役割を認識しました。まさに「条例というのが非常に大切なんだなあ」ということをみんなで再認識したところです。部会の方々は非常に活発に議論をして、毎回いろんなテーマで盛り上がっていったかなというふうに思います。

私どもが自治基本条例に盛り込みたいことをつくるにあたって、3ページ目にあるような一般的な箱を考えまして、その中で何を入れたいのかということを経験しながら、議論しながら、もんでいったということです。ただ、後で説明しますが、個人の見解がいろいろ入ってしまっていて、部会でまとめるということにはしておりませんので、矛盾するような項目もあるかと思えます。

第4検討部会では川口市民が主体の条例をつくるということでした。ほかの部会の話も聞いて、市民がきちんと自分たちの責任のもとで条例をつくり上げ、また、まちづくりをするということでした。まさに今やっているプロセスがこの川口市のまちづくりの方向を示しているのかと改めて思うところです。

4ページは、この条例の主体は一体だれなのかということで、ここは市民としております。

少し議論があったところをいくつか紹介します。6ページは目的でございます。ここもいろいろなキーワードが並んでおりますけれども、市民が主役、市民自身によるまちづくりと、それをどうやって具体化するかということで、この後の細かい仕組みを議論していったのかなと思います。

続いて、8ページは、自治の基本理念です。ここで議論になった点は、8ページの下の方にありますけれども、親子育ちのまちを目指すという考え方です。今までお年寄りだとか、子供が大切とか言っていましたけれども、むしろ親子がきちんと育っていけるまち、大人として育っていけるまち、またそれを次の時代に引き継いでいく、そんなまちを目指すのがいいと、そんな議論でございました。

9ページでは、自治の基本原則です。この中にありますけれども、市民、行政、議会、事業者がともに考え、ともに汗を流して活動していくということを基本原則にしていったらという話がありました。

10ページは、自治の仕組みです。これは全体を含む仕組みの中で、特に皆さんが強く言っていたのは、「情報公開をして素案をまとめる段階から、市民の意見や提案を求めていく」ということをきちっとしたらどうだろうかということでした。住民投票の条件については意見が分かれたところがございます。

11ページの市長及び執行機関の基本方針につきましては、市長の任期については

議論が全く分かれませんでした。

12ページについては、皆さんが集中的に議論したところです。この後の議会もそうなんですけれども、審議会等における傍聴の仕組みをきちんとすべしという議論があったところです。

それから、13ページの議会運営のところなんですけれども、ここもいろいろな議論があったところです。例えば選挙に当たっての公開討論会の開催です。さらに14ページにありますけれども、議会については公開制、もっと開かれた議会ということはどうすればいいかというような議論で、細かい意見などもありました。

それから、市民説明会とありますけれども、議会議員全員が年に1回市民に対して説明会をするようなことが盛り込めないかという議論もございました。

次の15ページの市民協働の中では、先ほど申したように、市民協働をするために、いろいろな会議の傍聴についてきちんとルール化することが必要だというような議論がありました。

16ページの町会については、川口市の自慢すべきことという前提をした上で、もう少しいろいろな市民が入ってくる仕組みとして、市民協議会の設置も有効なのではないかという議論がありました。そのほか、中小企業振興、国際交流についての議論も出てきました。

それから、17ページについては、この条例をつくった後の条例の運用ですけども、条例を見守る仕組みと、見直しの仕組みの盛り込みという提案がありました。

以上、非常に細かい点、粗っぽい点があるんですけども、私も、この議論に参加して、だいぶコンテンツは出てきたのかなというふう実感しているところでございます。どうもありがとうございました。(拍手起こる)

立石委員長

ありがとうございました。

以上で、各検討部会からの報告が終わりました。

今日の会議に向けて、各部会で慎重に審議をしていただきまして、報告する時間が10分から15分という非常に短い中で、御説明をいただきました。

それでは、ただいまの報告につきまして何か御意見、御質問がありましたら、挙手にてお受けをしたいと思います。よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

林委員

第1部会の林ですけども、たしか第4検討部会でしょうか、自治基本条例について小学校の先生をお招きしたとか、小学校への、この自治基本条例の御紹介みたいなことが、ちょっとだけ触れられていたかと思います。それをもう少し詳しくお聞きできたらと思います。よろしく願いいたします。

立石委員長

それでは、第4検討部会の三宅部会長、お願いします。

三宅部会長

ご質問、ありがとうございます。

最初に申し上げておきますが、小学校の先生をお招きする第19回の部会は、4月30日に開催する予定ですので、ご理解をいただきたいと思います。

我々がこのテーマを取り上げたのは、特に昨年の7月頃から出ている意見として、先行事例の条文の数が多いとの指摘があります。例えば、札幌市や川崎市では30条を超えており、ニセコ町では57条もあります。さらに、分量以外の問題として、先行事例では、理念や概念が絡み合っていること、情報公開や情報共有の原則という項目が何度も繰り返し規定されていること、かなり詳細な項目が規定されていることなどから、行政の専門家ではない人（一般市民）が自治基本事例を見て即座に理解できるのか、あるいは全部通読できるのかという問題が指摘されたところでもあります。この結果、我々の策定方針として、条文の数を少なくすること、技術的な規定は除くことなどを提案しました。議論を進めていく中では、委員の中から、技術的な規定を除くと実務上で使えないのではないかとといった意見もありました。しかし、分かりやすくするという点が、関心を持たない市民に対して強くアピールできるのではないかと、さらには自治基本条例が市民全体の中で議論される一つの突破口になるのではないかと考えたからであります。

その具体的な論点としては、小学校や中学校、あるいはこれからの川口市を担っていく若い世代などの子どもたちにも理解できるということが、今後の新しい世代を育成する上において、非常に重要なのではないかとということでもあります。

小学校の先生に伺う内容はまだ決めておりませんが、例えば、先行事例を見ていただいて、川口市で自治基本条例ができた場合に、小学校の教育現場で具体的には社会科教育で使えるのか、あるいは、どのように使うことができるのかなどをレクチャーしていただこうと思っております。

条例が対象としているのは、子どもだけではなく全市民であることを十分踏まえた上で、自治基本条例を考える一つのファクターとして検討をしてみたいと考えている次第です。

以上です。

立石委員長

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、質問もないようでございますので、続いて次第の4（2）運営調整部会

からの調整事項の報告についてに移らせさせていただきます。

(2) 運営調整部会からの調整事項の報告について

立石委員長

こちらにつきましては、私の方から報告をさせていただきます。

まず、といたしまして、副部会長の選出についてでございます。

選出につきましては、運営調整部会の中で検討部会を通して皆さんの御意見をお伺いいたしました。そこでは立候補などの御意見もいただきましたが、最終的には私と5人の検討部会長さんにお任せいただくことになりました。そして、私と5人の検討部会長さんと協議をした結果、第1検討部会の金井部会長と、第2検討部会の平部会長にお願いすることとなりましたので、御報告をいたします。

次に、の今後の進め方について及びの専門組織の設置及び委員の承認についてでございます。

この2点につきましては、関連がございますので、資料の6、フロー図をごらんいただきながら、一括して説明をさせていただきます。

さきの運営調整部会におきまして、条例素案の作成をだれがやるのか、どのような方法でやるのかなどについて、それぞれの検討部会から提案があり、白熱した議論が交わされたところであります。

その各検討部会からの意見の概要といたしましては、新たに専門的な組織を設けて素案を作成していったらどうかという意見が多かったところであります。これに対して、素案のたたき台は事務局が作成し、運営調整部会で審議してはどうかとの御意見、また運営調整部会があるので、専門組織を設置するべきではないとの御意見、さらには、条例の素案の作成には行政のアドバイスが必要であるなどの御意見がありました。これらをもとに慎重に協議をした結果、運営調整部会の役割などを考慮し、別に編集会議的な組織を設けることで了承が得られたところであります。

したがいまして、先ほど各検討部会から御報告をいただいた条例に盛り込みたい項目を整理し、素案を策定するための専門組織を設置することといたしました。その組織は、項目を編集するという意味合いから、仮称「編集委員会」と称して、各検討部会からそれぞれ二人の委員さんを選出していただくことといたしました。

そして、それを正式に編集委員会として位置づけ、資料7の名簿のとおり、第1検討部会から選出された池田委員と落合委員、第2検討部会から選出された石井邦夫委員と河合委員、第3検討部会から選出された鈴木委員と森委員、第4部会から選出された碓委員と小島委員、第5検討部会から選出された木岡委員と堀委員の委員10人により設置するものであります。また、私と5人の検討部会長はアドバイザーとして参加させていただくことを考えております。

なお、編集委員会には、各検討部会から出された項目を編集するという大変重要な役割がありますので、集中的に議論をする必要があると考えております。一日缶詰め状態となっていたり、時には合宿も組まれるかもしれないというような想定をされるところであります。また、ここで編集された項目等は、運営調整部会を経て、さらに各検討部会で御検討いただき、御意見等をお伺いしたいと考えております。

したがって、資料6、フロー図にありますとおり、編集委員会で作成されたものは運営調整部会を経て検討部会が検討し、さらに運営調整部会を通じて策定委員会で決定するという流れにより、全体の共通認識を図りながら進めていこうというものでございます。

さらに、専門組織をもう一つ設けたいと存じます。この組織は、広報やパブリックインボルブメントのあり方を検討していただくとの意味合いから、仮称「広報・PIチーム」と称して、各検討部会からそれぞれ一人の委員を選出していただきました。これを正式に広報PIチームとして、資料7の名簿のとおり、第1検討部会から選出された林委員、第2検討部会から選出された永瀬委員、第3検討部会から選出された伊田清委員、第4検討部会から選出された堀和委員、第5検討部会から選出された伊田昭三委員の委員5人により設置するものであります。

この広報PIチームでは、市民に広く周知する方法あるいはPI及びまちかど懇談会等のあり方などを御検討いただき、たたき台を作成してやるところであります。さらに、これを運営調整部会で審議し、決定してまいりたいと考えております。

なお、実施の段階では相応の人手が必要と思われるので、実施する内容が固まり次第、皆様に御協力をいただきたいと思いますと考えております。

以上が運営調整部会からの私の報告でございます。

何か御質問がありましたら、挙手をもってお願いいたします。

先般の運営調整部会の後にそれぞれの部会を開いているということもありますので、各部会長さんから本当に運営調整部会でいろんな議論があって、最終的にはこの案にまとまりましたけれども、本当に多くの議論をさせていただきました。

いかがでしょうか。

河合委員

第2部会の河合です。質問させていただきます。

今回設置された編集委員会委員と広報PIチームの委員が選出されたんですけども、今の説明では具体的にどういうことを行うというのがよくわからないので、例えば編集委員だったら、どういう方向で今後そういう条例の素案を策定していくか、あとは広報PIチーム、その部会ではどういう方向で行っていくかというのを説明した方がいいと思いますので、よろしく申し上げます。

立石委員長

先ほども、この編集委員会を設置するに当たっては、素案はこの事務局でつくった方がいいんじゃないかという意見や、さらには今設置をするべきでないというような意見があると申し上げました。内容につきましては、例えば広報・PIチームについても、まず何をやるのかということ自体も広報・PIチームで検討していただかなというふうに思っています。そして、編集委員会につきましては、各部会から上がってきた「条例に盛り込みたい項目」等の整理をして、そして、たたき台となる素案をつくっていただくというようなことになるかと思えます。

河合委員

広報PIについては了解いたしましたけれども、編集委員については、それぞれの部会から上がってきて、取りまとめたものをそこで編集するというのは、余りにも当たり前過ぎるので、要は方法論を聞きたいわけです。「ただ話し合うだけ」というお答えでも別に結構ですし、そのほかから専門家の意見を聞くとか、いろんな方法論があると思うのですけれども、そういった具体的なことをお聞きしたいと思えます。

立石委員長

この間の運営調整部会では、その方法論的なところまでは実は詳しく意見が出なかったかなというふうに私は記憶をしております。

今日、編集委員会の設置が皆さんに御了解をいただけたなら、この後、策定委員会終了後に早速このメンバーの方に集まっていただいて、日程等を決めて、どのような形で進めていくかということにつきましてもお話し合いをしていただけたらと思っています。

運営調整部会で出た意見ですが、例えば部会から一人の方が出ることになると、その方の個人的な意見だけが紹介される可能性もあるということで、やはり二人出た方が部会の意思を伝えるに当たってはいいだろうというようなことや、さらに進め方についても幾つか意見が出たわけですが、方法論については、実は詳しくは議論してないのが現状です。

そこについても、重ねてになりますが、今日終わり次第、もしこれが皆さんに御了解をいただければ、この後、集まっていただいて、日程等を決めて、どのように進めるかということについても議論をしていただく形になるのかなというふうに思っております。というところですが。

立石委員長

ほかに。いかがでしょうか。

石井（邦）委員

第2検討部会の石井と申します。この進め方のスケジュールですね、時間的な余裕はどのくらい見込めるのか。10月以降のことにかかわってくると思うんですが、1カ月くらい余裕があるんですか。

立石委員長

この今後の進め方の資料6のフロー図につきましては、とりあえず平成21年3月の議会で条例案を提案するというスケジュールに向けてのフロー図になっております。ただ、これだけをもとに進めて、期限をただ切ってやっていくというだけではなくて、やはり議論がもう少し足りないということになれば、もしかすると、ずれる可能性もあるということを含めて、一応今年の10月くらいまでのスケジュールを出したということです。その先の、本当に条例を3月の議会に提案できるかどうかというところまでは、このスケジュールをもとにある程度やってみないことには、そこまで考えられないのではないかなというように考えまして、このように提案させていただきました。

猶予はあるのか、ないのか、と言えば、私はあるというふうに思っております。

ほかには、よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの内容で進めていくということで、皆さんの了解をいただければ、拍手をお願いしたいと思います。

（拍手起こる）

立石委員長

それでは、そのようにさせていただきたいと存じます。

6 その他

立石委員長

次に、次第の5 その他として、事務局から何かありますか。

総合政策課長

事務局の方から連絡いたします。

編集委員会と広報・PIチームがただいま承認されましたので、この後、第1回の会議を開催したいと思います。具体的な内容は、先ほど委員長からありましたように、次回お集まりいただく日程等を決めていただくこととなります。編集委員会及び広報PIチームに選出された委員の皆様におかれましては、閉会后でございますが、この

階にあります会議室の方に御移動いただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

立石委員長

よろしくお願いいたします。時間は30分程度で終わらせるというような予定でありますので、よろしくお願いいたします。

高橋委員

ちょっと手短かに申し上げます。第2検討部会の高橋でございます。

実は、広報かわぐちの4月号ですけれども、ここで第4次川口市総合計画についての計画を、これからの作業の進め方等が発表されているわけですけれども、この第4次の計画というのは、現計画が22年で満了になるので、続いて新たに策定することになっております。川口市の総合計画、総合的な、あるいは計画的なまちづくりの指針となるものとされておりまして、今、我々がつくろうとしています自治基本条例の内容にもかかわる部分が大変あるんじゃないかというふうに思われるわけです。

総合計画も審議会を設置して策定していくというふうなことになっておりますけれども、今、我々が進めている作業内容との整合性というんですか、その辺はどういうふうになるか。それから、自治基本条例の策定と、総合計画の策定との策定スケジュールの関係はどうなっているのか。その辺のことについて、わからない部分がありますので、この場ではどの点を詳しくお答えいただけるかわかりませんが、事務局の方としてその辺についてのお考えがあるかどうか、あるいは委員長さんの方からもし御意見を聞かせていただければ、ありがたいなと思います。

立石委員長

今、行政では、総合計画の策定委員会を設置する方向でおります。これは市民公募を含めた形でやるという方針は決まっております。議会の方からも5人選出するということになっておりますが、全部で20人のメンバーで設置するということになっております。

スケジュール等については、事務局の方でお願いいたします。

総合政策課長

事務局の方から申し上げます。

今、高橋委員が言われたとおりでありまして、スケジュールから申し上げますと、22年4月からは第4次総合計画がスタートするというところでございます。ちなみに、自治基本条例は一応今の目標は21年3月ということでございますので、その辺は自治基本条例をにらみながらスタートしていくというようになるわけです。

つまり、整合性をとるのは当然という形になりますので、総合計画の方を先に議会で議決をいただき固めてしまうということではなくて、自治基本条例をながめながら総合計画を策定していくということでございます。

したがいまして、総合計画と自治基本条例に齟齬がないような形で進めていきたいというふうに思っておるところでございますので、よろしくお願いたします。

立石委員長

今、総合政策課長から報告があったとおり、この自治基本条例策定委員会での検討内容をもって、必ずや整合性を持ちながら総合計画をつくっていくべきなんじゃないかなというふうに思っております。

7 閉会

立石委員長

それでは、以上をもちまして第4回自治基本条例策定委員会を閉会といたします。
御協力ありがとうございました。(拍手起こる)